

条例議案参考資料

(議案第80号～議案第105号)

令和6年第2回(6月)川口市議会定例会

令和6年第2回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 80号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第 81号参考資料	川口市立美術館運営審議会条例案新旧対照表	7
議案第 82号参考資料	川口市美術品等選考評価委員会条例案新旧対照表	8
議案第 83号参考資料	川口市立美術館設置及び管理条例案新旧対照表	9
議案第 84号参考資料	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	10
議案第 85号参考資料	川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	17
議案第 87号参考資料	川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	18
議案第 88号参考資料	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	22
議案第104号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	24
議案第105号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	42

議案第 80号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市民税の減免） 第51条（略） 2 前項の規定により<u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)・(2)（略） 3 第1項の規定により<u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団</p>	<p>（市民税の減免） 第51条（略） 2 前項の規定によって<u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2)（略） 3 第1項の規定によって<u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において</u>は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団</p>

法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第134条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、

法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第134条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者が、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{4}$ とする。

9 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

10 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

11 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

12 法附則第15条第25項第4号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

13 法附則第15条第25項第4号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

14 法附則第15条第25項第4号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

16・17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって 特別土地保有税の減免を受けた者が、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条第25項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

9 法附則第15条第25項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

10 法附則第15条第25項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

11 法附則第15条第25項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

12 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

13 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

15・16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定

2 (略)

3～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定

の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について川口市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）による改正前の川口市税条例附則第14条の2第3項におい

て準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 附則第13条、附則第14条、附則第14条の2又は附則第14条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第13条、附則第14条又は附則第14条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第14条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第14条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第32項、第35項若しくは第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 附則第13条、附則第14条、附則第14条の2又は附則第14条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第13条、附則第14条又は附則第14条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第14条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第14条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。） に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第34項 若しくは第38項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議案第 81号参考資料

川口市立美術館運営審議会条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行	
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）	
職 名		報 酬 額		報 酬 額	
(略)				(略)	
男女共同参画推進委員会	(略)			男女共同参画推進委員会	(略)
美術館運営審議会	会 長	日額	<u>7,800円</u>		
	委 員	日額	<u>7,200円</u>		
(略)				(略)	

議案第 82号参考資料

川口市美術品等選考評価委員会条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行	
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）	
職 名		報 酬 額		職 名	報 酬 額
(略)				(略)	
美術品等選考評価委員会	委 員 長	日額	<u>7,800円</u>	(略)	
	委 員	日額	<u>7,200円</u>		
交通安全対策協議会	(略)			交通安全対策協議会	(略)
(略)				(略)	

議案第 83号参考資料

川口市立美術館設置及び管理条例案新旧対照表

○ 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																														
<p>（有料施設の管理規定の特例）</p> <p>第21条 <u>別表第1グリーンセンター公園の項に規定する有料施設の利用手続、使用料その他管理に関し必要な事項は、川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（昭和54年条例第15号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 別表第1川口西公園の項に規定する有料施設の利用手続、使用料その他管理に関し必要な事項は、川口市立美術館設置及び管理条例（令和6年条例第 号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>別表第1（第20条、第21条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">公 園 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">有 料 施 設</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 名</th> <th style="text-align: center;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">川 口 西 公 園</td> <td style="text-align: center;">川口市立美術館</td> <td style="text-align: center;">美 術 館</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">展 示 ホ ー ル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">展 示 室 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">展 示 室 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">多 目 的 室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ギ ャ ラ リ ー</td> </tr> </tbody> </table>	公 園 名	有 料 施 設		施 設 名	種 別	（略）			川 口 西 公 園	川口市立美術館	美 術 館		展 示 ホ ー ル		展 示 室 1		展 示 室 2		多 目 的 室			ギ ャ ラ リ ー	<p>（有料施設の管理規定の特例）</p> <p>第21条 別表第1 _____ に規定する有料施設の利用手続、使用料その他管理に関し必要な事項は、川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（昭和54年条例第15号）の定めるところによる。</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p>別表第1（第20条、第21条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">公 園 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">有 料 施 設</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 名</th> <th style="text-align: center;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	公 園 名	有 料 施 設		施 設 名	種 別	（略）		
公 園 名		有 料 施 設																													
	施 設 名	種 別																													
（略）																															
川 口 西 公 園	川口市立美術館	美 術 館																													
		展 示 ホ ー ル																													
		展 示 室 1																													
		展 示 室 2																													
		多 目 的 室																													
		ギ ャ ラ リ ー																													
公 園 名	有 料 施 設																														
	施 設 名	種 別																													
（略）																															

議案第 84号参考資料

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>主務大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>17人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>27人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>17人</u>につき1人（法第6条の</p>

3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

(5) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 (略)

(設備の基準)

第 43 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 45 条及び第 46 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～ (8) (略)

(職員)

第 44 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1 の保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることとはできない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

(5) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 (略)

(職員)

第 47 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

(5) 満 4 歳以上の児童 おおむね 27 人につき 1 人

3 (略)

(設備の基準)

第 43 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 45 条及び第 46 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（____「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ～ (8) (略)

(職員)

第 44 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1 の保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることとはできない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 17 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

(5) 満 4 歳以上の児童 おおむね 27 人につき 1 人

3 (略)

(職員)

第 47 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 17 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。

)

(5) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
3 (略)

(5) 満4歳以上の児童 おおむね27人につき1人
3 (略)

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（最低基準の目的）</p> <p>第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1以上とする。ただし、保育所一につき2を下ることはできない。</p>	<p>（最低基準の目的）</p> <p>第2条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導_____により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>17人</u>につき1以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>27人</u>につき1以上とする。ただし、保育所一につき2を下ることはできない。</p>

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>（職員の数等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>2.5人</u>につき1</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>1.5人</u>につき1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5（略）</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>2.5人</u> につき1	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>1.5人</u> につき1	（略）		備考（略）		<p>（職員の数等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>2.7人</u>につき1</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>1.7人</u>につき1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5（略）</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>2.7人</u> につき1	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>1.7人</u> につき1	（略）		備考（略）	
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>2.5人</u> につき1																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>1.5人</u> につき1																				
（略）																					
備考（略）																					
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>2.7人</u> につき1																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>1.7人</u> につき1																				
（略）																					
備考（略）																					

ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	、及び	、並びに
(略)		

2 (略)

ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	(略)	

2 (略)

○ 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の数等） 第5条（略） 2（略） 3 認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、満1歳未満の園児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満2歳未満の園児おおむね5人につき1以上、満2歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>15人</u>につき1以上、満4歳以上の園児おおむね<u>25人</u>につき1以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。 4（略）</p> <p>（教育及び保育の内容） 第12条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるととも、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであり、かつ、市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。</p>	<p>（職員の数等） 第5条（略） 2（略） 3 認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、満1歳未満の園児おおむね3人につき1以上、満1歳以上満2歳未満の園児おおむね5人につき1以上、満2歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>17人</u>につき1以上、満4歳以上の園児おおむね<u>27人</u>につき1以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。 4（略）</p> <p>（教育及び保育の内容） 第12条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるととも、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する主務大臣 <u> </u> が定める指針をいう。）に基づいたものであり、かつ、市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。</p>

議案第 85号参考資料

川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例（平成27年条例第54号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行										
<p>（名称及び位置） 第2条 短期入所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家</u></td> <td><u>川口市柳崎1丁目13番29号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家</u>	（略）	<u>川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家</u>	<u>川口市柳崎1丁目13番29号</u>	<p>（名称及び位置） 第2条 短期入所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川口市障害者短期入所施設しらゆりの家</u></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>川口市障害者短期入所施設しらゆりの家</u>	（略）
名 称	位 置										
<u>川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家</u>	（略）										
<u>川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家</u>	<u>川口市柳崎1丁目13番29号</u>										
名 称	位 置										
<u>川口市障害者短期入所施設しらゆりの家</u>	（略）										

て卒業した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を6年以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を7年以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年6月以上有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を8年以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験を4年以上有する者に限る。）

(7) 水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を10年以上有する者（水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を5年以上有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を、第1号の規定による卒業をした者については2年 以上、第2号の規定による卒業をした者については3年 以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上有する者に限る。）

(9) 外国の学校において第1号から第6号まで _____ に規定する課程に相当する課程を _____、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道等に関する技術上の実務に従事した経験をそれぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した経験に関する年数（以下この号において「水道等に関する最低経験年数」という。）以上有する者（水道に関する技術上の実務に従事した経験をそれぞれ当該各号に規定する水道等に関する最低経験年数に2分の1を乗じて得た年数以上有する者に限る。）

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、実務経験 _____ を7年以上有する者 _____

(5) 水道 _____ の工事に関する技術上の実務に従事した経験を10年以上有する者 _____

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後 _____、第1号の規定による卒業をした者については実務経験を1年以上、第2号の規定による卒業をした者については実務経験を2年以上有するもの _____

(7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、実務経験 _____ をそれぞれ当該各号に規定する年数 _____ 以上有する者 _____

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を1年以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を6月以上有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する学校、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号に規定する学校を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上有する者

(2) 前条第1号 _____ に規定する学校、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号に規定する学校を卒業した者については _____ 4年以上、短期大学等 _____ を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については _____ 6年以上、高等学校等 _____ を卒業した者については _____ 8年以上有する者

(3) 水道に関する技術上の実務に従事した経験を10年以上有する者

(4) 前条第1号 _____ に規定する学校、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に従

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、実務経験 _____ を1年以上有するもの _____

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目 _____ を修めて卒業した後、同条第1号 _____ に規定する学校を卒業した者については実務経験を4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については実務経験を6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については実務経験を8年以上有する者

(3) 実務経験 _____ を10年以上有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号 _____

事した経験を、同号に規定する学校を卒業した者については_____5年以上、短期大学等_____を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については_____7年以上、高等学校等_____を卒業した者については_____9年以上有する者

(5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程_又は前号に規定する課程_に相当する課程_を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、水道に関する技術上の実務に従事した経験をそれぞれ当該各号の学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する年数以上有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年以上有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの

_____に規定する学校を卒業した者については実務経験を5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については実務経験を7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については実務経験を9年以上有する者

(5) 外国の学校において第2号_____に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、実務経験_____をそれぞれ当該各号の学校を卒業した者_____ごとに規定する年数以上有する者

(6) 厚生労働大臣_____の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

議案第 88号参考資料

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																														
<p>（補償基礎額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 500</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>13, 350</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>14, 200</u>円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10, 800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11, 650</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12, 500</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12, 500</u> 円	<u>13, 350</u> 円	<u>14, 200</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10, 800</u>	<u>11, 650</u>	<u>12, 500</u>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 440</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>13, 320</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>14, 200</u>円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10, 670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11, 550</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12, 440</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12, 440</u> 円	<u>13, 320</u> 円	<u>14, 200</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10, 670</u>	<u>11, 550</u>	<u>12, 440</u>
階級		勤務年数																													
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	<u>12, 500</u> 円	<u>13, 350</u> 円	<u>14, 200</u> 円																												
分団長及び副分団長	<u>10, 800</u>	<u>11, 650</u>	<u>12, 500</u>																												
階級	勤務年数																														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	<u>12, 440</u> 円	<u>13, 320</u> 円	<u>14, 200</u> 円																												
分団長及び副分団長	<u>10, 670</u>	<u>11, 550</u>	<u>12, 440</u>																												

部長、班長及び団員	<u>9, 100</u>	<u>9, 950</u>	<u>10, 800</u>
-----------	---------------	---------------	----------------

備考 (略)

部長、班長及び団員	<u>8, 900</u>	<u>9, 790</u>	<u>10, 670</u>
-----------	---------------	---------------	----------------

備考 (略)

議案第104号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p><u>第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の5の3から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</p> <p><u>第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この条及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものと、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものと、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額と、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものと、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除

額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額と、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期にお

いてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属す

る年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者

の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額と、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5の3から第34条の8まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の

記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5の3から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項、附則第8条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第9条第2項」と、前条中「附則第8条の4」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項」とする。

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（同項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する

記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5の3から第34条の7まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項_____の規定の適用については、同項_____中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第9条第2項」とする_____。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 次条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項
(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（同項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する

修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、

修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額

(令和3年度分の固定資産税にあつては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、

当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例の適用除外)

第13条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額

当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する特例の適用除外)

第13条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額

は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____

_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第14条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____

_____（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第1

は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第14条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____（令和3年度分の固定資産税にあっては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第1

5条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第132条第1号及び第135条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第132条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の

5条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第132条第1号及び第135条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第132条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 1 7 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 8 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 9 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 9 条の 2 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 1 7 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 8 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 9 条 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 9 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 （商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5） を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標

(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標

準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例の適用除外）

第20条の2 令和6年改正法附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第21条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第22条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該

準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する特例の適用除外）

第20条の2 令和3年改正法附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第21条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第22条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）

（当該市街化区域農地が当該

年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

議案第105号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人</p>	<p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人</p>

につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前
2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

2・3 （略）

につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前
2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

2・3 （略）